

〔検討事項〕 □審議・調査等に必要な資料の提供（※要執行部協議事項）

1. 考え方について

議会は、議案等の審議、市長その他の執行機関に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うために必要となる関係資料について、市長その他の執行機関に対して求めることができる。

2. 福島市議会の状況

□先例 118 資料の要求及び提出の取扱いについて（※要求条件について抜粋）

(1) 本会議における資料要求

本会議における発言議員からの資料要求の意思表示に対し、本会議において執行機関より資料要求に応ずる旨の意思表示がなされた場合に限る。

(2) 全員協議会における資料要求

全員協議会における発言議員からの資料要求の意思表示に対し、同協議会開会中に執行機関より資料要求に応ずる旨の意思表示がなされた場合に限る。

(3) 常任委員会、特別委員会、決算特別委員会における資料要求

委員会において資料要求に係る議決がなされた場合に限る。資料要求に応ずるかどうかにについては提出方法も含め執行機関の判断が優先する。

(4) 常任委員協議会、特別委員協議会における資料要求

協議会において資料要求に係る意志が形成された場合に限る。

(5) 会派、議員個人からの資料要求

資料要求に応ずるかどうかにについては提出方法も含め執行機関の判断が優先する。

3. 参考条文、参考事例等

○さいたま市 第 24 条（資料の提出その他の協力）

議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

○北九州市 第 7 条（資料の要求）

議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。